第 16 回全療協有識者会議での諮問事項についての答申

2021 年 3 月 15 日
有識者会議 座長 内田博文

全国ハンセン病療養所入所者協議会会長　森 和男様

諮問事項：長野県大町署作成「癩病患者並血統家系調」の保存の仕方について

【全療協からの諮問内容】
1．上記三者からなる機関の構成のあり方と全療協代表の選考について
2．ハンセン病隔離政策の被害者の立場から、
① ハンセン病台帳が適切な場所において適切に保存されること、その 2 点を元に適切な保存が保障されるに相応しい適切な場所がどこであるのか。
② ハンセン病台帳は、個人情報保護の対象としてもっとも保護を要する「子孫に影響する特に重大な秘密」に該当することから、第三者の閲覧に供しない保護期間をどのように設定するか。
③ どのような資料がハンセン病台帳に記載されているか、目録が作成され、その目録は一般の閲覧に供することが必要ということから、目録に記載される内容はどのような内容が適切なものか。

【答申】
1．永年保存を適切に行わなかった責任を負っている長野県、台帳を引き取ったハンセン病市民学会、そして長くハンセン病隔離政策の被害当事者の代表として活動をしてきた全療協の三者間でもたれることになっている協議の場における構成の在り方と全療協代表の選考について
（1）結論
本協議の場を、被害者を代表する組織である「全療協」、加害者である「長野県」、当該資料の引き取り先であった「ハンセン病市民学会」、新たに長野側を代表して引き取りの場に同席した部落問題について同種の経験や情報を持っている「人権センターながの」を加えた 4 者で構成することについては、特段の異論はないが、上記協議の目的ないし課題については、長くハンセン病隔離政策の被害当事者の代表として活動をしてきた全療協側が、永年保存を適切に行わなかった責任を負っている長野県側に対し、①長野県大町署作成の本「癩病患者並血統家系調」がなぜ、どのような経路で流出するにいたったか、その経過及び長野県の責任の所在などを長野県の責任において明らかにし、②二度とこのような事態を生じさせないための必要な再発防止策を講じるとともに、③ハンセン病差別偏見を撲滅するための県民等に対する啓発活動並びに元患者・家族に対する被害回復のための支援策に一層取り組むみこと、④その調査・検討等のために第三者委員会を設置すること、などを求める場とすることが適切である。協議の場においては記録等その他、事務局機能を担いところが必要であるが、これについては、ハンセン病市民学会が引き受け、全療協を事務局的にもバックアップすることが望ましい。
本協議このような目的ないし課題に鑑みて、本「癩病患者並血統家系調」の適切な保存方

法、保存場所等を本協議の場で議論することは適切ではない。

（２）理由

当該資料の販売情報がネットで告知され、新聞等で報じられ、大きな社会問題になって以降も、ハンセン病市民学会及び全療協が長野県に対して市販されるのを未然に防ぐことに協力をして、当該資料をいわば緊急避難的に引き取り、一時保存もしている一方で、いまだに長野県からはどのような経緯で漏洩したのか等の調査や、その責任の所在について、何ら具体的な取り組みが示されていない。

本来、ハンセン病市民学会及び全療協が長野県に対し協力をする際に、長野県がそうした取り組みを行うことは条件とされる問題であったはずであり、この問題は未解決のまま放置されるべきではない。そのため、すでに長野県（側）とハンセン病市民学会、全療協の間で設置の合意がされている狭義の場において、この問題を検討すべきである。

本「癩病患者並血統家系調」の適切な保存方法、保存場所等を協議するためには、法的な事柄等も含めて、高度に専門的な知見等が必要となるが、それを本協議の場が確保することは容易ではない。また、適切な保存方法、保存場所等の確保のためには、法令の改正ないし関係法制に基づく条件整備を含めた対政府等交渉が必要となるが、この交渉を行う能力及び交渉資格は、本協議の場の構成団体には、全療協を除いて有しないこと、これらに鑑みると、本協議の場で、本「癩病患者並血統家系調」の適切な保存方法、保存場所等を協議することは適切ではないと考えられる。あるべき協議の場としては、全療協も構成団体となっている「統一交渉団」による「統一交渉」の場が想定される。

２．当該資料の適切な保存場所、保存方法等について

当該資料の適切な保存場所、保存方法等については、全療協も構成団体となっている、いわゆる「統一交渉団」による「統一交渉」の場で然るべき結論が得られることを期待したい。その際、次のような諸点にも留意されることを要望したい。

①当該資料は長野県警大町署が永久保存すべき資料として作成したものであるが、この資料から理解できることは、作成された時期に内務省によって全国的な「癩病患者並血統家系調」が求められた調査の一つであるという経緯であり、全国都道府県及び警察にも「癩病患者並血統家系調」同様の資料が保存されているということが推論できる。そのため、当該文書の保存について検討する際には、法務省、厚労省とも共同して全国的な「癩病患者並血統家系調」の保存の現状を確認した上で今後の保存方法、保存場所を検討する場を設ける必要がある。

②当該資料の流出並びにインターネット・ウエブ等への掲載及び売買等は、先例ともいうべき「全国部落調査・復刻版」の出版差し止めとウェブ掲載の削除を求めた、いわゆる鳥取ループ事件等に見られるように、「人権侵害」問題となることから、統一交渉においては、「人権擁護」問題を所掌する法務省の参加を求めることも望まれる。

以上